

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

規制の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海域の占用許可等制度の創設

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署局：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

国土交通省 港湾局 海洋・環境課

評価実施時期：平成30年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

【規制の新設】

海洋再生可能エネルギー発電の導入にあたっては、一般海域の長期占用が必要となるが、そのための統一的なルールが存在しないため、今後も海洋再生可能エネルギー発電設備の整備が進まないという現状が継続することをベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【規制の新設】

[課題及びその発生原因]

低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入は、我が国のCO₂排出量の削減や

エネルギー安全保障の強化に資するのみならず、特に海洋再生可能エネルギーについては他の電源と比較してもコスト競争力のある電源となってきていることに伴い、火力発電に係る燃料費の削減により電力コストの引き下げにも資することが見込まれる。

他方、我が国においては、民間主体で事業として行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る一般海域の利用は進んでいない。その原因は、一般海域の長期占用について統一的なルールが存在しないため、長期的な事業の継続が確保されず金融機関からの資金調達の面でも障害となっていることが挙げられる。

加えて、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）内の海域において同設備の設置及び維持管理を実施するためには、同設備の設置及び維持管理に支障のある行為を規制する必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

本規制は、事業者に海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の義務を課している。維持管理については、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う事業者に対してガイドラインを示すこととすることが考えられるが、ガイドラインには強制力がなく、適切な維持管理が当該事業者により実施されないおそれがあり、海洋再生可能エネルギー発電事業が実施されない等、本法案の目的を達成できないことが想定される。

[規制の内容]

経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内において、海域の占用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定の有効期間は30年を超えないこととともに、事業者は認定された計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならないこととする。

また、促進区域における海域の占用や土砂の採取等、当該海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為について国土交通大臣の許可制とともに、当該海域においてみだりに船舶等を捨て、又は放置することを禁止することとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【規制の新設】

海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者が、公募に応じて選定事業者となろう

とする場合には、促進区域内の海域の占用に関する計画を作成・提出することとなるが、当該計画はそれぞれの海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者の検討状況や促進区域の自然的条件や地域の実情等に因るところが大きく、また、促進区域の範囲も定まっていないため占用料の額も確定されないため、一律に定量的な指標を設定することは困難である。

想定される費用の要素については以下のとおり。

(「遵守費用」について)

- ・促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者には、促進区域内の海域の占用等に係る計画の作成・提出に係る費用負担が発生する。
- ・促進区域内の海域において、占用を行う者には、所定の占用料等の費用負担が発生する。

(「行政費用」について)

- ・国土交通省には、促進区域内の海域における、占用等の申請に対する審査等に係る費用負担が発生する。
- ・経済産業省及び国土交通省には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備について、促進区域内の海域の占用等に係る計画を認定するために必要な手続きの実施に係る費用負担が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の新設のため該当せず。)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

【規制の新設】

促進区域において民間主体で事業として海洋再生可能エネルギー発電設備の環境が整備されることが見込まれる。

今般の制度に基づいた再生可能エネルギーの導入の拡大は、長期エネルギー需給見通し（平成

27年経済産業大臣決定)で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与する。

【長期エネルギー需給見通しの実現により得られる便益(2030年度)】

①安定供給：エネルギー自給率24.3%程度(2012年6.3%)

②環境適合：エネルギー起源CO₂排出量2013年度総排出量比21.9%減

※エネルギー(海洋再生可能エネルギーを含む。)政策全体として長期エネルギー需給見通しを実現した場合の数値

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

〔把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。〕

【規制の新設】

低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入は、我が国のCO₂排出量の削減やエネルギー安全保障の強化という便益のみならず、コスト競争力のある電源となることによって燃料費の削減に伴う電力コストの引き下げという便益ももたらす。

具体的には、今般の制度に基づいた再生可能エネルギーの導入の拡大は、長期エネルギー需給見通し(平成27年経済産業大臣決定)で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与する。

【長期エネルギー需給見通しの実現により得られる便益(2030年度)】

・経済効率性：電力コスト9.5兆円(2013年度9.7兆円)

※エネルギー(海洋再生可能エネルギーを含む。)政策全体として長期エネルギー需給見通しを実現した場合の数値

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

〔規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められる。〕

(規制の新設のため該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握するこ

とが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(特になし。)

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、促進区域内の海域において、長期占用が認められる海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者又は経済産業大臣若しくは国土交通大臣に、一定の遵守費用又は行政費用が発生し、当該整備に係るコストが上昇するものの、本制度が創設されれば、海洋再生可能エネルギーの導入が進むことによって長期エネルギー需給見通しの実現が図られ、安定供給・経済効率性・環境適合の達成を通して我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとなる。

以上のことから、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を指し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、促進区域内においても海域の占用や土砂の採取等、当該海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為について国土交通大臣の許可制を導入しない案が考えられる。この場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の安定性を損なう行為等を防止することができず、海洋再生可能エネルギー事業の実施に支障となり、ひいては同設備の整備の促進を図るという目的を達成できないことから妥当とは考えられない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今般の制度の創設は、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、調達価格等算定委員会等の審議会等における議論や、未来投資戦略 2017（平成 29 年閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年閣議決定）、海洋基本計画（平成 25 年閣議決定）、エネルギー基本計画（平成 26 年閣議決定）、長期エネルギー需給見通し（平成 27 年経済産業省決定）等の政府計画等を踏まえて措置を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、本法案附則第 2 条において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行後 5 年を経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

促進区域の指定や促進区域内の海域における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備の状況を確認することとする。